

## 燕・弥彦総合事務組合「ごみ指定袋」仕様書

燕・弥彦総合事務組合（以下「組合」という。）が実施する可燃ごみ及び不燃ごみの指定袋の発注及び納入に関して、下記のとおり定めるものとする。

### 記

#### 1. ごみ袋の規格

- ① 指定袋の規格は、別紙「指定袋の規格」のとおりとする。
- ② 指定袋の印刷内容及び上袋の印刷内容は、組合が指定するものとする。  
なお、印刷内容については指定袋の大きさにより拡大・縮小し、製作にあたっては事前にレイアウト及び表示色等の校正を受けること。  
同時に、上袋に印刷するバーコード作成は受注者の負担とする。  
また、バーコードの登録は、組合で登録済み。

#### 2. 指定袋の種類別発注予定枚数（年間）

指定袋(可燃ごみ)			(不燃ごみ)		
大	130,000	セット(1,300,000枚)	大	11,000	セット(110,000枚)
中	145,000	セット(1,450,000枚)	中	6,000	セット(60,000枚)
小	125,000	セット(1,250,000枚)	小	5,000	セット(50,000枚)
極小	60,000	セット(600,000枚)	極小	3,000	セット(30,000枚)

#### 3. 指定袋の納入及び配送方法

指定袋の具体的な納入方法は、可燃ごみ用大・中・小・極小、不燃ごみ用大・中・小・極小それぞれ10枚を1セットとし上袋に入れ、組合の指示により1月に2回のペースで「指定袋取扱所」まで配送することとして、具体的には次のとおりとする。

- ① 指定袋  
(可燃ごみ用) 大 10枚 1セット  
                  中 10枚 1セット  
                  小 10枚 1セット  
                  極小 10枚 1セット  
(不燃ごみ用) 大 10枚 1セット  
                  中 10枚 1セット  
                  小 10枚 1セット  
                  極小 10枚 1セット

- ② 上袋は指定袋を使用する際、容易に取り出せるよう工夫すること。

- ③ 組合の指示に基づき、注文のあった指定袋取扱所に月に2回（1日注文を15日まで、16日注文を月末までの最短日に）配送することとし、緊急の注文については指定袋取扱所が直接仕入れに出向くこととする。
- （※ 注文日が、日曜日又は休日に当たる時はその翌日とし、土曜日に当たる時はその翌々日とするものとする。）
- ただし、最小配送数は可燃ごみ用大・中・小・極小にあつては、それぞれ50セット単位、不燃ごみ用大・中・小・極小にあつては、それぞれ20セット単位とする。
- ④ 上記指定袋取扱所への最初の配送は平成23年4月1日からとする。

#### 4. 組合手数料の納入方法等

- ① 組合手数料は、後納方式とする。
- ② 組合手数料は、納入通知書発行日の日から10日以内の日に納入するものとする。
- ただし、指定すべき日が日曜日又は休日に当たる時はその翌日とし、土曜日に当たる時はその翌々日とするものとする。

#### 5. 指定袋取扱所から袋代金の納入期限等

- ① 受注者は、指定袋を納品した日の月末から1ヶ月以内に指定袋取扱所から、代金が納入されるものとする。
- ② 指定袋取扱所からの代金の徴収方法については、受注者の指定する口座に振り込み又は、集金等で受注者が徴収するものとする。

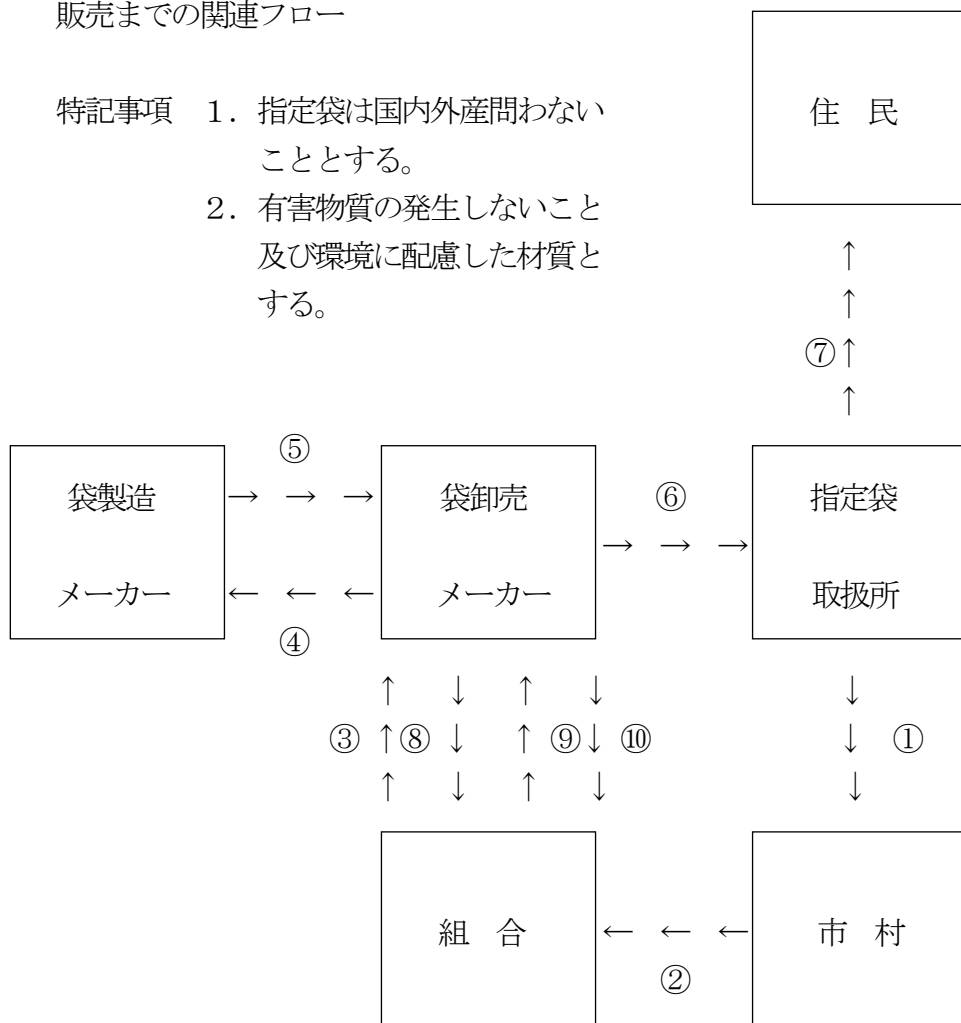
#### 6. その他

- ① 平成23年度契約受注者は、全ての指定袋取扱所へ卸売業変更の通知案内を、平成23年3月末日までに発送するものとする。
- ② 平成23年度契約期間終了後の在庫品については、平成24年度契約卸業者へ譲渡するものとする。但し、単価については双方協議の上、決定するものとする。
- ③ 平成23年度の在庫数は、指定袋の需要と供給を見込み、状況に合せ調整し、組合と協議し最小限度の数量に留めるよう努力すること。
- ④ 平成23年度契約受注者は、「ごみ指定袋」発注仕様書における、指定袋の種類別発注予定枚数（年間）に明記してある枚数以上に発注が予想される場合は、組合と協議し平成23年度の、契約単価で追加製造を行うこと。
- ⑤ 平成23年度契約受注者は、住民が指定袋取扱店で指定袋を購入し、苦情等が確認された場合は、契約受注者責任のもとで、良質品と交換するものとする。
- ⑥ 平成23年度契約受注者は、原材料証明書及び試験成績書を組合に提出するものとする。

## 指定袋の販売方法

- ① 指定袋取扱所が市村に袋の数量を発注
  - ② 市村が指定袋取扱所の注文数量を取りまとめて組合に数量を発注
  - ③ 組合が卸売メーカーに指定袋取扱所の注文数量を発注
  - ④ 袋卸売メーカーが袋製造メーカーに注文数量を発注
  - ⑤ 袋製造メーカーが袋卸売メーカーに指定袋を納品
  - ⑥ 袋卸売メーカーは指定袋取扱所に配送
  - ⑦ 指定袋取扱所は住民に指定袋を販売
  - ⑧ 卸数量を小売業者ごとに当該月の月末で締切り1週間以内に卸売数量報告書を組合に提出するものとする。
  - ⑨ 組合は卸売メーカーに納入通知書を発送
  - ⑩ 卸売メーカーは納入通知書発行日の日から10日以内の日に納入するものとする。
- ただし、指定すべき日が日曜日又は休日に当たる時はその翌日とし、土曜日に当たる時はその翌々日とするものとする。

※ 可燃ごみ・不燃ごみ指定袋の発注から  
販売までの関連フロー



指定袋の規格

袋の大きさ等	区分	寸法(縦×横)	容量	袋の色	肉厚	材質
	可燃ごみ用	大	80cm×65cm	45ℓ	半透明	0.03mm
中		70cm×60cm	30ℓ	半透明	0.03mm	高密度ポリエチレン
小		60cm×55cm	20ℓ	半透明	0.03mm	高密度ポリエチレン
極小		50cm×40cm	10ℓ	半透明	0.03mm	高密度ポリエチレン
不燃ごみ用	大	80cm×65cm	45ℓ	半透明	0.05mm	低密度ポリエチレン
	中	70cm×60cm	30ℓ	半透明	0.05mm	低密度ポリエチレン
	小	60cm×55cm	20ℓ	半透明	0.05mm	低密度ポリエチレン
	極小	50cm×40cm	10ℓ	半透明	0.05mm	低密度ポリエチレン

袋の形状	可燃・不燃ごみ用	
	<p>大80cm 中70cm 小60cm 極小50cm</p> <p>15cm</p> <p>可燃ごみ用 もしくは 不燃ごみ用</p> <p>地区名</p> <p>燕・弥彦総合事務組合</p> <p>燕市・弥彦村</p> <p>大9.5cm 中8.5cm 小8.0cm 極小6.5cm</p> <p>大 65cm 中 60cm 小 55cm 極小40cm</p>	<p>◆生ごみはよく水を切って出しましょう。</p> <p>◆資源ごみの混入はやめましょう。</p> <p>◆収集日の午前8時までにはステーションに出して下さい。(前日などに絶対出さないで下さい。)</p> <p>◆口はしっかりと結びましょう。</p> <p>◆自分のごみに責任を持ちましょう。</p> <p>◆ごみの減量に努めましょう。</p> <p>○のところに大、中、小、極小を記載する。</p> <p>特記事項</p> <p>1 国内外産問わないこととする。</p> <p>2 有害物質の発生しないこと及び環境に配慮した材質とする。</p>

文字の印刷色	1 可燃ごみ 緑 2 不燃ごみ 赤	片面印刷
--------	----------------------	------